

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人鳥取県卓球連盟（以下「本連盟」という）の組織運営及び事業遂行に関わる全ての関係者の倫理に関する事項を定めることにより、本連盟の目的や事業遂行の公正さに対する疑惑や不信の防止を図り、以て本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程の適用範囲は、社員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに本連盟の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の本連盟関係者（以下「関係者等」という）であり、それぞれ次の各号のとおりとする。

- （１）社員とは、定款第5条に定める正会員をいう。
- （２）役員とは、定款第25条に定める理事及び監事をいう。
- （３）職員とは、定款第62条に定める事務局職員をいう。
- （４）本連盟の諸制度に基づき登録等を行っている者とは、本連盟に登録する審判員、指導者及び選手をいう。
- （６）その他の本連盟関係者とは、本会の運営に関わる者をいう。

第3条（組織の使命及び社会的責任）

本連盟の役職員等及び関係者等は、本連盟の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を誠実に履行しなければならない。また常に公平且つ誠実に事業運営に当たり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第4条（信頼の確保と責任）

本連盟の役職員等及び関係者等は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するような責任ある行動をとらなければならない。

第5条（人権の尊重）

本連盟の役職員等及び関係者等は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別及び差別を行ってはならない。

第6条（私的利益の禁止）

本連盟の役職員等及び関係者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

第7条（利益相反の防止及び開示）

本連盟の役職員等及び関係者等は、その職務の執行に際し、本連盟と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

第 8 条（個人情報の保護）

本連盟の役職員等及び関係者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。業務上知り得た個人の氏名、年齢及び住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第 9 条（適正な経理処理）

本連盟の役職員等及び関係者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、定款第 5 6 条に従い適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

第 10 条（情報開示及び説明責任）

本連盟の役職員等及び関係者等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示に努めなければならない。

第 11 条（薬物の使用禁止）

本連盟の役職員等及び関係者等は、ドーピングや違法薬物の使用等の行為を行ってはならない。

第 12 条（反社会的行為の禁止）

本連盟の役職員等及び関係者等は、違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

第 13 条（本規程の具体的内容）

本規程の具体的内容については、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理に関するガイドライン」（参考資料参照）に基づくものとする。

第 14 条（法令等の遵守）

本連盟の役職員等及び関係者等は、関係法令及び本連盟の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

第 15 条（研鑽）

本連盟の役職員等及び関係者等は、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第 16 条（その他）

本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

第 17 条（規程の改廃）

本規程の改廃は理事会の決議を要する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 7 日制定、令和 3 年 3 月 2 5 日から施行する。